

# 法教育の実践

## ミニたまゆり「こども模擬裁判」を通じて学んだこと

くに み まり こ  
國 見 真理子

### 〈要 旨〉

本学では地域交流イベントとして、こどもたちが職業体験をしながら町づくりを行う「ミニたまゆり」という活動を毎年実践している。この中の企画の一つとして、「こども模擬裁判」がある。これは、大学生ボランティアたちに裁判官や検事、被告人といった裁判関係者の役を演じてもらいながら、こどもたちに裁判員の職業体験をしてもらうという企画である。一般的に行われているこども向け模擬裁判のように、事前に用意した台本に基づき、こどもたちに裁判官や検事などの裁判の登場人物を分担して演じてもらいながら数時間かけて学んでいくものと異なり、こどもたちにはもっぱら裁判員として参加してもらいながら、裁判を楽しく短時間で体験することに主眼を置いている点に特徴がある。

法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」のことを指す。本学の「こども模擬裁判」は、こどもたちの体験活動を通じて司法制度に対する理解や関心を高めようという点で法教育の実践例ともいえるだろう。

そこで、本稿では、法教育全般に関する現状、「こども模擬裁判」実施にあたり直面した問題点、その克服のための教育上の工夫、そして実践を通じて得た知見を中心に論じることとする。

### 〈キーワード〉

法教育, 模擬裁判, 職業体験, 大学の地域貢献, シティズンシップ教育

## I. 問題意識

本学では、2015年度で11回目を迎えた地域交流イベント「ミニたまゆり」を毎年の学期休みの期間を利用して、校舎を2日ほど開放して開催している。イベントコンセプトは、こどもが作る町「ミニたまゆり」に参加したこどもたち自身(5歳～15歳が対象)が様々な職業体験をしながら、こどもの町を運営することである。ここでは議会や市役所などの公共業務、様々な製品を製作する店、

ゲームを楽しむ娯楽施設などの様々な仕事を用意され、こどもたちは自分の好きな仕事に従事することができる。労働の対価としてこどもの国の独自通貨「ユリー」による給料がこどもたちに支払われ、収入から税金を徴収され残った所得で、買い物・食事・ゲーム参加などの各種サービスを楽しむことができる。

換言すると、ミニたまゆりとは、こども向けの職業体験アミューズメントパークの「キッザニア」のような職業体験イベントであり、こどもたち自身に各種の職業を体験してもらうことで、労働の喜び、お金の大切さなど、社会のしくみを楽しく学んでもらうものである<sup>1)</sup>。

本稿で取り上げる「こども模擬裁判」誕生のきっかけは、ミニたまゆりの事前準備会合である「こども会議(こどもたちが主体となって町づくりを話し合う場)」におけるこどもたちからの発案である。そこで、2010年度に「こども模擬裁判」を試験的に実施したところ好評だったため、レギュラーイベントとして2015年度で6回目を迎えることとなった。

筆者自身は、「こども模擬裁判」を行うにあたり、ボランティアの大学生たちの指導やサポートをする形でかかわりをもつことになったが、その際に参考となりそうな先行研究を調べてみたところ、こどもたちが主体的に模擬裁判を体験できる機会は意外に少ないということを痛感した。

そこで、本稿ではこれまでの経験を振り返り、「こども模擬裁判」を実施するにあたり直面した問題点、それを克服するために行った教育上の工夫や教材・台本の開発、そして「こども模擬裁判」の実践を通じて学んだ点を中心に論じることとする。

## Ⅱ. 「こども模擬裁判」実施上の問題点

### 1. 法教育を巡る当時の状況

司法制度改革の結果、2009年から裁判員制度がスタートしたことなど国民による司法参加の機会は近年着実に増えており、社会全般の司法に対する関心が高まっている。

また、昨今の急激な社会変化に伴って経済格差が広がりつつあるが、成熟した市民社会の形成には社会の構成員である市民自身が社会的課題を見つけ、その解決やサービス提供に関わることによって、各自が自立的に自己実現を行い、よりよい社会づくりに参加することができるようになることが必要である。そこで社会貢献をするためには、各自が必要な能力を身に付けることを目標にした教育が一層求められるようになってきている<sup>2)</sup>。

このような社会的潮流の下で学習指導要領が改訂され、小中高の学校現場では教育カリキュラム上、こどもたちに対する「法教育」の実践が求められるようになった。そもそも「法教育」とは、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978,P.L.95-561)に倣った法務省の定義付けによれば、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」のことを指す<sup>3)</sup>。

小・中学校では学習指導要領を2008年に改訂、高等学校及び特別支援学校では2009年に改訂を行い、法教育を学習内容に盛り込んだ。法教育の実施については、小学校では2011年4月から、中学校では2012年4月から、そして高等学校では2013年度入学生から実施されている。

そして、ミニたまゆりの「こども模擬裁判」はこどもたちの法や裁判に対する理解や関心を高めることに資するといえ、これは初等中等教育課程の学校現場で取り入れられることになった法教育の実践の一助にもなる。

だが、「こども模擬裁判」を初めて実施した2011年初頭は小中学校では法教育カリキュラム開始前であり、こどもたちの法や裁判に対する理解にはかなりばらつきがあった。その上、模擬裁判を支えるボランティアスタッフである大学生側も法や裁判に対する理解が十分とはいえない状況にあった。更に、下記のような問題が顕在化しており、「こども模擬裁判」の実施にあたっては、随所で創意工夫を行う必要があった。

そこで、以下において「こども模擬裁判」実施にあたって直面した問題点について述べることにする。

## 2. 模擬裁判実施上の問題点

### (1) 時間的制約

一般的にこども対象の模擬裁判を実施する場合、最初に指導者側からこどもたちに対して裁判関連のレクチャーを行い、その後あらかじめ用意した台本に合わせてこどもたちに裁判官や検察官といった役割を与えて裁判劇を演じさせ、その上で、それぞれの立場の違いや本件の妥当な解決方法について色々な意見交換をさせながら学び合うスタイルが多い。

例えば、各地の裁判所では、夏休み時期などに事前予約制の模擬裁判体験のようなイベントが実施されている。これは、レクチャーも含めてこどもたちに裁判官や検事といった役柄を演じさせる内容となっているが、最低でも1時間以上を要する体験プログラムである<sup>4)</sup>。各地の検察庁においても、広報活動の一環として、こども相手の模擬裁判を実施しているが、その指導と実践には数時間を要する内容となっている<sup>5)</sup>。

そして、最も法教育を行っている学校現場において模擬裁判を実践する場合、社会科などの授業の一環として同一学年同一クラスでの継続的な学習が容易である。教員側の熱意、さらに外部の専門家の出張指導も加われれば、時間をかけて充実した内容の法教育を実践することは可能であろう。

他方、本学の「こども模擬裁判」の場合は事情が異なる。そもそも実施に数時間を要することは大きなボトルネックとなる。「こども模擬裁判」はミニたまゆりで開催される数多くのイベントの一つであり、準備も含めて会場利用が1時間程度に限られることもあって、裁判自体は質疑応答も含めて30分程度の短時間で効率よく行わなくてはならないからである。更に、年齢構成も多様なこどもたちに有意義な裁判員体験をさせるという観点からみると、こどもたちの集中力が持続可能なのはせ

いぜい数十分程度であり、短時間で結審できるような効率性が求められる。

このような時間的制約の問題は、下記のような教材・台本のリソース不足と相まって、どのようなスタイルで模擬裁判を行うべきかを模索する中で大きな障壁となった。

## (2) こども向け教材の不足と実践例の少なさ

2010年度に初めて「こども模擬裁判」の指導を担当することになった当時、小学生向けの模擬裁判教材・台本(裁判形式として整えられているもの)として誰でも気軽に入手可能な状態として一般公開されているものは、リサーチした限りにおいて極めて乏しい状況にあった。例えば、法教育に熱心に取り組まれている実務家の先生方が中高生向けの模擬裁判教材を無償公開してくださっているものがいくつか入手できる程度であった<sup>6)</sup>。

模擬裁判の教材や資料の不足は、2011年度から小学校で法教育が実施されるようになってから改善されてきたとはいえ、小学生用の模擬裁判教材や台本として一般公開されている資料は依然として少ない。例えば、京都法教育実践報告資料によれば、小学校における法教育の実践のために作成された教材の多くは公開不可であり、部外者の入手は困難な状況である<sup>7)</sup>。

また、小学校で弁護士派遣の出前授業を実施する場合、法曹の職業紹介とルール作りが大半であり、模擬裁判の実践例は少ないようである<sup>8)</sup>。実際、ミニたまゆりの「こども模擬裁判」に参加したこども裁判員たちにヒアリングした限りにおいても、授業の一環として裁判所見学や法律の専門家から話を聞く機会を得たこどもはいたが、模擬裁判や裁判員を体験したこどもはなかった。

これらの状況に鑑みると、特に小学生レベルのこどもたちを対象にして、短時間での気軽な裁判員体験が可能な模擬裁判の実践例は少ないといえそうである。

## (3) 専門的知識を有する指導者の不足

こどもたちに対する効果的な法教育を実践するには、指導役となる教員自身、そして「こども模擬裁判」の場合には大学生ボランティアによる法理念や司法制度に対する理解が大切である。

だが、初等教育の現場教員には法学部のような法学専攻出身者は少ない。むしろその多くは教員養成学部出身者であり、教員免許取得の必修科目として日本国憲法は勉強するものの、法学全般に対する深い理解を有するレベルで法教育を実践するとなると難しい場合もありえよう。もちろん中等教育段階ともなると、社会科科目担当という形で法学部等の社会科学系専攻をした現場教員もそれなりにいるだろうが、小学校では芸術系など一部科目を除き教科別の専門教員制度ではない上、教員養成カリキュラムでは法学に関する学習時間はさほど多くない。そのため、法学的素養が要求される法教育の実践に一苦労する先生方もおられることだろう<sup>9)</sup>。

効果的な法教育を実施するには、現場教員の準備が最も重要といえるが、上記(2)の問題ともあいまって、仮に小学校で模擬裁判を行おうとすれば、事前準備や指導のために教師側に過大な負担が生じるおそれがある。これは日々時間に追われながら業務遂行せざるを得ない現場の小

学校教員にとっては厳しいものがある<sup>10)</sup>。そのため、法教育実践には外部の専門家による手助けは非常に重要である。

ところが、法曹関係者の出前授業や裁判所見学などの外部の専門家を通じて司法制度について学ぶ機会は着実に増えつつあるものの、多くの学校現場での利用機会は未ださほど多くない。法務省のアンケート調査によれば、小学校段階における外部専門家や関連機関との連携状況について、全国規模で無作為抽出した10,000校の対象の中で、「外部との連携を実施している」と回答したのは332校である。これは有効回答(1911校)の17%、さらに調査対象全体でみると僅か3%程度に過ぎない<sup>11)</sup>。

調査全体の傾向として、法教育の意義や重要性を理解しているものの、時間の確保や人材面、連携方法などの課題の存在から充実した法教育の実現は難しく、法教育についての理解は学校や教員によって格差が大きい状況にあるといえる。

更に、金銭面からみて、外部専門家の派遣を依頼しづらいという問題もある。専門家派遣要請が有料の場合、予算が乏しい学校では気軽に出席授業を頼むことは難しい<sup>12)</sup>。

これに対し、本学の「こども模擬裁判」は、現在の法教育を取り巻く複雑な学校の事情とは無関係に、こどもたちにとって気軽に参加できる裁判体験イベントである。大学生ボランティアたちによる積極的取組みが功を奏して、「こども模擬裁判」を毎年楽しみに来校してくれるこどもたちにも恵まれている。

従って、「こども模擬裁判」は、裁判体験まで手が回りにくい小学校の法教育の実践の一助という面からみると大学の地域貢献活動ともいえるが、それと同時に未来の有権者を育てるシティズンシップ教育としての社会貢献活動にもなっているといえよう<sup>13)</sup>。

### Ⅲ. 台本作りと模擬裁判の実践

「こども模擬裁判」の実施にあたり、上記Ⅱのような問題があることから、その対処及び法教育の実践のために、下記のような実践目標を掲げて、円滑な模擬裁判の開催を目指すことにした。具体的には、模擬裁判への参加を通じて、こどもたちには裁判の仕組みや意義に対する理解を深めるように仕向けつつ

- 1) 公正性の判断力,
- 2) 自分の意見の説明力,
- 3) 他者の意見や事象に対する多面的な理解力,

を高めることを目指すこととした。

目標達成にあたっては、ミニたまゆりという職業体験イベントの一環として実施する以上、レクチャーをメインにせず、体験参加スタイルを中心とした。また、一般的な模擬裁判で実施されているように、子どもたちに台本を与えて役割を演じさせることは時間的制約から厳しいので、裁判劇については大学生ボランティアに演じてもらうようにした。

そして、子どもたちに楽しく裁判員として、模擬裁判に参加してもらえるよう、以下のような基本方針の下に準備を行うことにしている。

## 1. 基本方針1：対象事件の工夫

実際の裁判員裁判では、殺人罪や強盗致死傷罪といった一定の重罪犯罪が対象である(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条1項)。

だが、正確性を重んじるあまり、子どもたちに殺人事件のような重罪事件を判断させるのは適切ではないと考える。殺人事件の場合、事件内容の残忍さ、最高刑が死刑となる刑罰の重さ、凶器(例えば、人を刺し殺した血糊が着いたナイフ)を重要証拠として目の当たりにしたときのショックの大きさ、そして心理的影響などを考えると、子どもたちにとって負担感が非常に大きいからである。

このような問題は、成人の裁判員にとっても同様である。元裁判員が裁判員裁判を経験したためにPTSDを発症したとして、慰謝料請求訴訟を起こした事例もある<sup>14)</sup>。これは、強盗殺人事件の裁判員を務めた女性が「被害者の遺体の写真を見せられるなどして急性ストレス障害になった」として、国を相手に慰謝料を求める訴訟を起こしたものである。地裁では請求棄却されたものの、裁判員を務めたことと急性ストレス障害との因果関係を認めた。その後、原告は控訴している。

こういう問題を踏まえて、最近では裁判員の心理的負担緩和のため、殺人事件の重要な証拠である遺体写真を不使用にするといった配慮がなされるようになってきている<sup>15)</sup>。

また、裁判員裁判の実績は着実に積み上がっているものの、裁判員制度の負の側面が顕在化してきたこともあって、裁判員の辞退割合が年々高まっている。例えば、全国規模での裁判員候補者の辞退率は制度開始時の2009年には53.1%だったが、2015年3月末には67.1%まで増加している<sup>16)</sup>。これは裁判員制度存続に対する重大課題となりつつある。

このように重罪事件が審理対象というのは成人にとっても大きな心理的負担であるが、ましてや子どもたちのような心身が発達途上の未成年にとって適切な事例とはいえないだろう。

本来の国民の司法参加とは、法曹ではない一般市民が裁判に自ら参加してより良い司法制度にしていくことを目指すべきであるが、裁判員制度存続自体が課題に直面している以上、むしろ未来の裁判員や法曹となる子どもたちに裁判や司法制度に親しみをもってもらう方が重要である。

そのため、ミニたまゆりの「子ども模擬裁判」では、子どもたちにとっても身近な学校で起こりそうな日常生活を巡るトラブルを題材にして、子どもたちに法や裁判というものが社会の秩序維持のために大切な仕組みであることに理解や関心をもってもらうことを目指している<sup>17)</sup>。ここでは、子どもたちに、お互いにとって住みよい社会を作るためには、ルールを守ることの大切さ、お互いの人権に配

慮しなくてはならないという人権保護や人権尊重の意識を高めさせることを重視している。

## 2. 基本方針2：オリジナル台本の作成

こどもたちに裁判や司法制度について親しみをもってもらうためには、生活上、身近な事件を題材にした興味深い台本を作り上げることが不可欠である。

だが、2010年度の開始当時、こども、特に小学生を対象とした模擬裁判の台本自体、一般的に広く公表されているものは乏しく、外部者にとって入手困難な状況であった。ご厚意で公開して下さっている貴重なジュニア向け模擬裁判資料ですら、小学生を対象とする場合には、少々難しいようにも感じられた。裁判における事実判断を行うには、裁判の背景事情や言い分などの理解が必要となるが、そこには抽象的思考力が必要である。小学校低学年から高学年に移り変わる頃は抽象的思考力を必要とする学習内容に変化していく時期であるが、こどもによっては抽象的概念の理解が難しく、学習上の躓きを起こすという問題が生じやすいからである<sup>18)</sup>。

そこで、本学の「こども模擬裁判」では、原則として小学校高学年以上を対象とすることになっている。しかし、時には低学年でも希望があれば参加を認める場合もある。このように年齢構成も生育環境も多様なメンバーによる一発勝負が求められる点で苦労も多いが、実際の裁判員裁判とはまさにその大人版であり、多様なメンバーによる合議体で審議されるという点でみると、こども裁判員にとってはリアルな世界に近い体験ができるといえよう。

更に、30分程度の短時間で裁判を体験させる形式のこども相手の模擬裁判自体、2010年度の開始当初調査した限りでは見当たらなかったため、台本はオリジナルなものを作り上げていくことが求められた。

台本の開発手法としては、まずはボランティアの学生たちとのミーティングを通じて、ブレインストーミングをしながら学校で起こりそうなトラブルに関してアイデアを色々出し合ってもらう。その上で、裁判に使えるような事案を幾つか絞り込み、毎年ストーリーが異なるオリジナル台本を学生に作成してもらうように指導している【表1】。また、それぞれのストーリーにおいて、こどもたちに考えてもらう事件の争点を変えるようにして、毎年参加している常連のこどもたちにも飽きさせないよう工夫を凝らしている。

尚、「こども模擬裁判」においては、例年、ミニたまゆりのイベントキャラクターである「ミニたまレッド」(以下R)と「ミニたまブラック」(以下B)との間で生じるトラブルという設定で行われている。

【表1】 ミニたまゆり「こども模擬裁判」実践例

	犯罪類型	事件概要
2010 年度	傷害罪 【刑法 204 条】	イベント会場で被告人(B)が被害者(R)を負傷させた事例。その動機として、Bが謎の第三者から家族の命を守るためには被害者を殴るよう脅迫されていたことが挙げられる。
2011 年度	傷害罪(正当防衛) 【刑法 204 条, 36 条 1 項】	被害者(B)が被告人(R)に注意されたことにカッとくなって殴りかかってきたため、箒をもって応戦したRがBに傷害を負わせた事例。
2012 年度	窃盗罪(注) 【刑法 235 条】	被害者(R)から借りたおもちゃを加害者(B)が意図的に返却しなかったためトラブルとなった事例。
2013 年度	器物損壊罪 【刑法 261 条】	教室に置いてあった被害者(R)所有のおもちゃが不在の間に、被告人(B)によって損壊された事例。
2014 年度	① 傷害罪(正当防衛) 【刑法 204 条, 36 条 1 項】	①被告人(B)の所有するおもちゃを持ってくるのを忘れた被害者(R)に対し、Bが傷害を負わせた事例
	② 買収罪 【公職選挙法 221 条】	②生徒会選挙直前、候補者である被告人(B)が有力候補者(R)に選挙で勝つために選挙権のある生徒たちに茶菓子を配布して買収行為を行った事例。

出典：台本を基に筆者作成。

注：本事例はBの占有下で起こっているのも横領罪(刑法 252 条 1 項)とも言えそうだが、こどもたちの理解力を考えると、最初から盗む目的で返さなかったとして窃盗罪(刑法 235 条)とした方がスムーズと判断した。

ここでは有罪か無罪か判断に悩むような考慮事項を入れることを心掛けて、完成作品を作り上げている。例えば、昨今、政治家の汚職事件が後を絶たない中、小学校のクラスにおいても同様の問題が起こったらどうだろうかという大学生のアイデアから、2014 年度には買収罪の問題を初めて取り上げた。内容としては、生徒会選挙直前に、被告人(B)が選挙権を持つクラスメートたちに茶菓子を配布した行為が買収罪(公職選挙法 221 条)にあたるかが争いになった事案である。

ここでは、どこまでが合法的な行為でどこからが違法な買収行為として有罪となるか、その線引きを考えさせるために、Bの配布目的が有力ライバルRに勝つためだったと疑われる事情【表2】を入れる一方、他方でBはお菓子作りが趣味のスイーツ男子で日頃から自作お菓子を配る習慣があつて買収目的ではない事情【表3】など双方の言い分や状況をバランスよく盛り込むように努めた。

【表2】買収罪用台本との関係部分抜粋その1：レッドの証言

<p>裁：それでは、これから検察側の被害者尋問を行います。まず、検察官から被害者のレッドさんへ質問します。</p> <p>検：レッドさんは、いつブラックさんの買収に気づいたのですか？</p> <p>赤：選挙が終わった後、投票結果を見て票が少ないと思い、友達に聞きました。</p> <p>検：なぜ票が少ないと思ったのですか？</p> <p>赤：事前調査では七割の人が僕を支持してくれていたのに、選挙結果を見たら八割がブラック君に票を入れていたからです。</p>
---

検：友達はなんと言っていたのですか？

赤：「ブラックが当選したのは、選挙の三日前にお菓子配っていたからかも」と。

検：レッドさんはお菓子を貰わなかったのですか？

赤：はい。もらいませんでした。お菓子を配っていること自体知りませんでした。

検：なるほど。私からは以上です。

出典：2014年度「こども模擬裁判」買収罪台本より抜粋。

注：下線は筆者による。本稿と関連性のある部分について、下線を引いている。

### 【表3】買収罪用台本の関係部分抜粋その2：ブラック側の証言

裁：それでは、被告人尋問に移ります。まず、弁護人が被告人のブラックさんへ質問します。

弁：ブラックさんはいつ頃からお菓子作りを始めたのですか？

黒：小学1年生のときからです。

弁：お菓子作りを始めたきっかけはなんですか？

黒：ヨーロッパに旅行したときに食べたお菓子がとても美味しかったので、家でも食べられたらいいなと思ったからです。

弁：なぜクラスの友達にお菓子を配るのですか？

黒：美味しいお菓子を食べたときのあの感動をみんなに味わってもらいたいからです。

弁：お菓子を作るタイミングはどのようなときですか？

黒：あまり決まっていなくて、新作のアイデアが浮かんだときや、作りたいなと思ったときに作ります。

弁：わかりました。質問は以上です。

出典：2014年度「こども模擬裁判」買収罪台本より抜粋。

注：下線は筆者による。本稿と関連性のある部分について、下線を引いている。

本学の「こども模擬裁判」はその場限りのイベントであり、学校現場のように授業の一環として連続した時間を充てることは不可能であるため、短時間で効率よく実施することが求められる。

そこで、実施手順としては、こどもたちに裁判という制度を理解してもらうように、模擬裁判開始時に、大学生ボランティアが、こどもたちに対して、裁判とは何か、裁判手続の流れ、本件では裁判の中でどの部分を担当してもらうか等の裁判手続の全体構造についてPPT(PowerPoint)のスライドを用いて説明を行う【写真1】。その上で、こども裁判員たちに対して本件事件の概要を説明してから、大学生ボランティアに裁判劇を演じてもらい、そのやりとりの様子を見た上で、こども裁判員たちには有罪・無罪に関する1度目の評決を行わせる。

【写真1】裁判官が「裁判の流れ」を説明する様子



注：被写体の肖像権(自己の肖像をみだりに他人に撮影されたり使用されたりしない権利)については、ミニたまゆり参加時に子どもたちへの写真撮影及び掲載に関する了承を保護者から得ている。また、本写真は個人を特定しにくいアングルや距離から撮影しており、法律上の問題は生じないものとする。

この後、事件内容と争点への理解を深めさせるため、裁判員の質問時間を設けて、子どもたちには事件の背後にある動機や事件当事者の心境、被告人の反省状況などを尋ねてもらっている。このように考慮要素に対する理解や他者の意見に耳を傾けてもらった上で、最終判断という形で2度目の評議を行っている。

但し、実際の裁判のような誘導尋問の禁止(刑事訴訟法規則第199条の3第3項)や証拠の信用性の問題といった刑事訴訟法上のテクニカル面での正確性は、時間的制約や子どもたちの裁判ルールに対する理解力の問題から重視していない。その代わりに、子どもたちには、大学生たちによる模擬裁判でのやりとりを聞いて疑問を感じた点について、裁判員として質問できる時間をなるべく多く取り、事件当事者に自由に状況や心情を尋ねてもらう形で質疑応答をさせている。このように、子どもたちには事件の争点の判断に集中して裁判員体験をってもらうスタイルを取っている。

子ども相手の模擬裁判を実践するには、可能ならば法曹関係者の指導がある方がより良いのだが、司法制度改革によって弁護士数は大幅に増加してきたとはいえ、専門家から気軽に教材作りや助言などでサポートしていただける機会は現場教員にはさほど多くはない<sup>19)</sup>。その上、専門家主導で実施する場合、専門家であるが故に正確性を期することに重点を置くあまり、法の基礎知識や理解不足の子どもたちにはかえって分かりにくくなってしまいう可能性も否定できない。子ども相手の模擬裁判の場合、子どもたちの抽象的思考力や判断力はどうしても個人差が大きいので、正確性よりもなるべくわかりやすく説明して全員の理解力を高める点に重きをおかざるを得ない。

このように「子ども模擬裁判」では、最初に裁判とはどのようなことを行うのか、子どもたち自身にど

のようなことを担当してもらうのかについて解りやすく説明するなど裁判制度への理解を深めるように心掛けている。

### 3. 基本方針3：アンケート調査とフィードバック

レギュラー企画となった2011年度からは参加してくれた裁判員のこどもたちと傍聴人として参観して下さった保護者やこどもたちにアンケート調査を行い、次回開催に向けた改善と更なる満足度を高めるようにフィードバックをすることで活用している【表4】。

アンケート結果の詳細については、IVの考察で述べることにしたいが、アンケートの回答を見る限り、参加者の満足度の高い企画となっているといえ、これは「こども模擬裁判」を支える大学生ボランティアスタッフにとって大きな励みとなっている。

【表4】アンケート内容例(裁判員用)

質問1	模擬裁判(もぎさいばん)はおもしろかったですか? はい ・ いいえ ・ どちらでもない
質問2	模擬裁判(もぎさいばん)の裁判員(さいばんいん)を体験して良かったですか? 良かった ・ ふつう ・ 良くなかった
質問3	模擬裁判(もぎさいばん)はわかりやすかったですか? わかりやすかった ・ わかりにくかった
	質問3にてわかりやすかったと答えた人に質問です。 なにがわかりやすかったのか教えてください。
	質問3にてわかりにくかったと答えた人に質問です。 なにがわかりにくかったのか教えてください。
質問4	模擬裁判(もぎさいばん)に参加して裁判(さいばん)や裁判員(さいばんいん)に興味(きょうみ)を持ちましたか? 持った ・ わからない ・ 持たなかった
質問5	次回のミニたまゆりで模擬裁判(もぎさいばん)があった場合また参加したいと思いますか? 思う ・ 思わない
質問6	模擬裁判(もぎさいばん)に参加した感想を自由に書いて下さい。

出典：「こども模擬裁判」資料より筆者作成。

## Ⅳ. おわりに

### 1. その後の法教育の発展状況

法教育に関しては、法務省主催の法教育推進協議会による法教育の推進・実践方法について地道な検討が継続的になされていることもあって、小学生向けの教材もかなり公表されるようになっており、現在は学校現場でも実践しやすくなってきたといえる<sup>20)</sup>。

また、法教育教材については、例えば、「法教育フォーラム」のHPにおいて、小学校・中学校・高等学校など学校段階別での公表例が増えつつある。

しかしながら、小学校段階については、本学で行っているような模擬裁判に関する公表教材例は未だ積極的にはみられない状況にある<sup>21)</sup>。

### 2. 考察

本学の「こども模擬裁判」は2011年2月(2010年度)の初上演以来、2015年度で6回目を迎えたが、ノウハウや学生ボランティアスタッフの経験値は毎年着実に積み重なってきている。特に本学の場合、法教育の現場で一般的に実践されている中高生対象のものではなく、小学生主体の模擬裁判実践例である点は大きな特徴といえる。

これまで毎年のように模擬裁判の参加者を対象にアンケート調査を行い、その結果をフィードバックすることで模擬裁判の改良を地道に行ってきた。以下では、過去のアンケート結果の分析を通じて、本活動が法教育の面で社会的意義がある活動といえるかどうかを検討する。

「こども模擬裁判」では、1日あたりこども裁判員の参加者が7名おり、2日あわせて合計14名のこどもたちが参加している。そこで、彼らを相手に実施したアンケート結果(2014年2月実施分)について分析してみる【資料1】。

まず「質問1 模擬裁判はおもしろかったですか?」に対して、こども裁判員全体の7割強が「はい」と肯定的であった。唯一「いいえ」と答えたこどもは3年生で、抽象的思考力が不足していたのか、争点の議論についていくのが難しかったようである。

「質問2 模擬裁判の裁判員を体験して良かったですか?」と「質問5 次回のミニたまゆりで模擬裁判があった場合また参加したいと思いますか?」については、1日目では5割程度しか肯定的な回答が得られなかったが、2日目は1日目の反省を踏まえ、こどもたちにわかりやすく語りかけるよう心掛けたこと等の工夫が功を奏し、全員から肯定的な回答を得ることができた。

「質問3 模擬裁判はわかりやすかったですか?」については、平均として9割程度がわかりやすかったと回答した。その理由として、「本物の裁判の流れがわかりやすかった。」「証拠がたくさんあってよかった。」「質問がたくさんあったから。」といった要因が挙げられる。

「質問6」の自由記入欄では、「普段はできない裁判が出来て良かった。」「有罪か無罪か決めるのが楽しかった」というように裁判に自立的に参加できた点を評価する意見がある一方、「自分の意

見で有罪になったり無罪になったりする。だから、ちょっと怖かった」という多数決の難しさや怖さについて言及した意見もあった。

これに対し、「質問4 模擬裁判に参加して裁判や裁判員に興味を持ちましたか?」については、「持った」と答えたこどもが「わからない」と答えたこどもを僅かに上回る程度であり(ちなみに、「持たない」と答えたこどもは皆無だった), こどもたちの裁判に対する関心を一層高めることは今後の課題といえる<sup>22)</sup>。

そして、先述した3つの実践目標に対して、どの程度達成できているかについては、上記のようなこどもを対象としたアンケート指標からでは読み取れない部分もあるので、ここでは保護者等の大人の傍聴人合計 99 名を対象にした傍聴人向けアンケートの自由記入欄の回答を参考にしながら検討を行うことにする【資料2】。

### 実践目標1)公正性の判断力について

「原告と被告の意見を話す機会があり、公平さが良かったです」という意見のように、大人を目線でみても、こどもたちからの質問時間を多めにとり、双方の言い分や事情を理解しやすいようにしたことで、こどもたちに公正な判断とは何かを考えさせるようにした点については良い評価をいただくことができた。

また、「有罪無罪を決めることの難しさを思った。刑罰が素晴らしかった。」というご意見のように、有罪と無罪をどう判断するのかの難しさについては、大人にとっても悩むことは多く、「こども模擬裁判」を通じてこどもたちに判断力を養わせる体験の機会を提供することは有益な活動といえそうである【写真2】。

【写真2】有罪と無罪、どちらが問題解決としてふさわしいだろうか？

(レッドさんとブラックさんは無事に仲直りできるかしら!?)



### 実践目標2)自分の意見の説明力について

保護者からは「こどもたちが自分の意見をしっかり発言していて良かったと思う。」「有罪，無罪の考えをしっかりとこどもの目線で答えていた。」といったように，こどもたちの説明力の高さを評価する意見が多く寄せられ，全体的に好意的であった。

よって，「こども模擬裁判」での体験を通じて，こどもたちなりに自分たちなりに考えて答えを出している点については，こども自身の意見の説明力を高める効果があるといえよう。

### 実践目標3)他者の意見や事象に対する多面的な理解力について

保護者の意見として，「こどもたちもよく状況判断していた。」「疑わざるは罰せず」の考え方を徹底したのは良かった。」というように，こどもたちなりに裁判の争点を理解して，上記2)のように自分の意見を他の裁判員たちにきちんと伝えることができていた点や，法律上，有罪か無罪か判断するための大事な争点をこどもたちなりに理解して，一生懸命考えながら結論を導こうとしていた点は保護者からみても好印象だった。

また，「普段裁判を見ることができないので実際にどのように行われているのかということがわかっておもしろかった。」「楽しく法律の世界を垣間見られてよかったです。」といった意見のように，裁判のやり方，流れを最初に丁寧の説明したことで，裁判全体の位置づけが理解できるようになって良かったという意見が多かった。

このようにアンケート参加者の8割強からは，対象事件が身近な問題でわかりやすい内容であったと好意的な評価をいただくことができた。

他方，今後の改善のために参考となりそうな意見として，「小学生が多いようなので，設定を小学生目線にした方が良いと思います（課題を宿題にするとか，教科書を小学生用にするとか）」「もっともっと簡単な言葉を使ってください。」「進行中の制度について，裁判員の判断の難しさがあると思われた。被告人の行動の確かな証拠がないのが難点である。」といったように，こどもの興味を高めつつ，より正確さを追求しつつ，さらにわかりやすいものを作ってほしいという意見が寄せられた。

そのため，今後の課題としては，

- ・より本格的な模擬裁判の実践，より深い学びにするのはどうしたらよいか？
- ・こども裁判員の判断事由について，ルールを守るということをどう考えさせたらよいか？
- ・法的争点の詳細まで説明する時間が不足気味である点をいかに克服するか？

といった点が挙げられる。

## 3. 大学生に対するシティズンシップ教育

「こども模擬裁判」においては，裁判の流れや裁判制度の説明，事件概要をこどもたちに理解できるレベルに噛み砕いて説明するようにしており，こどもたちからの質疑応答に対しても真摯な態度

で臨むように日々努力していることもあって、総じて高い評価を得ることができているといえる。

ところで、このような「こども模擬裁判」の実施を陰から支えている大学生ボランティアスタッフたちは福祉専攻であって、裁判に関しては全くの素人といえる。だが、指導の仕方によっては、専門的な法学教育を受ける機会がない大学生であっても模擬裁判イベントの主体となって自律的に活動できている点についても、こども相手の模擬裁判の貴重な実践例にあたると思われる。

実際、「こども模擬裁判」アンケートの自由記入内容を見ると、保護者から「いつもよく工夫されている。」、「ブラック役の機転が良かった。」、「(レッドやブラックが)細かい質問に対してちゃんと返事を考えてあるのにすごいと思った。」という意見が寄せられており、大学生たちの陰ながらの努力や臨機応変な答弁は好評である【資料2】。

更に、「こども模擬裁判」の副次的効果として、ボランティアスタッフの大学生たちの法教育にもつながっているという点が挙げられる。

本学は福祉系大学であるので、福祉現場に就職する卒業生の比率が最も高い。福祉現場では対人支援のような業務を遂行するため、人権保護意識や規範意識を理解しておく必要性は高い。だが、福祉現場では過酷な労働環境もあいまって虐待などの人権侵害行為が後を絶たず、人権尊重意識が不足気味の職場が依然として存在している<sup>23)</sup>。その上、福祉系大学ではカリキュラムの都合上、実習を含めて専門科目履修に多くの時間を要することもあって、大学卒業までに人権保護をはじめリーガルマインド修得に要するための学習時間は残念なことに十分とはいえない<sup>24)</sup>。

これに対し、模擬裁判に積極的に関わった大学生たちは、教員による指導や助言はあるものの、毎年オリジナル台本を自力で作成し、当日は巧みな演出でイベントを盛り上げている。そのみならず、事前準備として自分なりに条文を読んで人権学習を行い、事件の争点に対する理解を深め、裁判への関心を高めるために裁判傍聴に出かけるといったように人権に対する意識を高める努力を地道に自発的に行うようになってきている。

特に2015年は公職選挙法が改正され、従来の20歳から18歳まで年齢制限が引き下げられて選挙権が認められるようになった(公職選挙法第9条1項、2項)節目の年である。そのため、大学生を含めた社会の構成員としてのシティズンシップ教育の重要性は一層高まっており、シティズンシップ教育に対する大学での取り組みは社会から益々求められているといえる。

翻って「こども模擬裁判」の大学生ボランティアスタッフたちを見る限り、模擬裁判の実現という目標に向けて自律的に法や裁判制度を学ぶ姿勢を高めて、結果的に著しく成長している。また、本活動への従事を通じて社会制度に対する関心を高めることは、反射的にシティズンシップ教育としても有意義な活動といえる。尚、シティズンシップ教育の詳細については、紙面の関係もあるので、別の機会に論ずることにしたい。

以 上

【資料1】2014年2月のアンケート結果(裁判員用)：

こども裁判員(7名/日×2日)の合計14名に対してアンケートを実施。

質問1 模擬裁判(もぎさいばん)はおもしろかったですか？

Q1	はい	どちらでもない	いいえ
1日目	4(57%)	3(43%)	0(0%)
2日目	6(86%)	0(0%)	1(14%)
合計	10(71%)	3(21%)	1(7%)

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%未満の場合もある。以下の質問も同じ。

質問2 模擬裁判(もぎさいばん)の裁判員(さいばんいん)を体験して良かったですか？

Q2	良かった	ふつう	良くなかった
1日目	3(43%)	4(57%)	0(0%)
2日目	7(100%)	0(0%)	0(0%)
合計	10(71%)	4(29%)	0(0%)

質問3 模擬裁判(もぎさいばん)はわかりやすかったですか？

Q3	わかりやすかった	わかりにくかった
1日目	6(86%)	1(14%)
2日目	7(100%)	0(0%)
合計	13(93%)	1(7%)

質問3にてわかりやすかったと答えた人に質問です。

なにがわかりやすかったのか教えてください。

(1日目)

- ・裁判の流れを説明してくれた。
- ・事件の進み方など。
- ・証拠がたくさんあってよかった。
- ・質問がたくさんあったから。
- ・その時の状況を分かりやすく伝えてくれた。

(2日目)

- ・はじめの説明。
- ・ビデオとお話でよくわかった。
- ・いちいちどういう意味か話してくれた。

- ・進め方。
- ・裁判官の人がモニターで説明していて、本当に書いてくれた。
- ・本物の裁判の流れがわかりやすかった。

質問3にてわかりにくかったと答えた人に質問です。  
なにがわかりにくかったのか教えてください。

(1日目)

- ・分かりづらい説明が多く、詳しい状況が分からない。

質問4 模擬裁判(もぎさいばん)に参加して裁判(さいばん)や裁判員(さいばんいん)に興味(きょうみ)を持ちましたか?

Q4	持った	わからない	持たなかった
1日目	3(43%)	4(57%)	0(0%)
2日目	4(57%)	3(43%)	0(0%)
合計	7(50%)	7(50%)	0(0%)

質問5 次回のミニたまゆりで模擬裁判(もぎさいばん)があった場合また参加したいと思いますか?

Q5	思う	思わない
1日目	4(57%)	3(43%)
2日目	7(100%)	0(0%)
合計	11(79%)	3(21%)

質問6 模擬裁判(もぎさいばん)に参加した感想を自由に書いて下さい。

- ・普段はできない裁判が出来てよかった。いままで意味が分からないことがわかったりできてよかった。
- ・レッドとブラックの有罪か無罪かを決めるのが楽しかった。
- ・有罪か無罪かを決めるのが難しかった。
- ・自分の意見で有罪になったり無罪になったりする、だからちょっと怖かった。
- ・弁護人や検察官も出来たらよかった。色々考えられて面白かった。
- ・最初はブラックさんが悪いと思ったが、みんなの質問で無罪にしようと思った。
- ・今度はちゃんと意見を言えるようにしたい。結構分かりやすかった。
- ・色々な裁判のことが分かって良かったです。

【資料2】2014年傍聴人アンケート自由記入欄による回答

1日目の傍聴人は合計45名(こども27名, 大人18名), 2日目は合計54名(こども31名, 大人23名)の中で, 回答があったものを記載している。(原文のまま掲載)

- ・原告と被告の意見を話す機会があり, 公平さが良かったです。身近な話で, 子供もわかりやすかったと思う。
- ・こどもたちが自分の意見をしっかり発言していて良かったと思う。
- ・自身の子どもが裁判員をしているところを見ました。しっかりした質問が出来ていたのが意外でした。
- ・身近な話題だったので, 子どもたちが意見をしっかり述べていて感心しました。
- ・裁判のことが解らなかったので, とても解りやすかったです。子供たちもよく状況判断をしていたと思います。
- ・普段裁判を見ることができないので実際にどのように行われているのかということがわかっておもしろかった。
- ・もう少し分かりやすい内容の方が良いとも思ったが, 裁判官のいろいろな意見を聞けてよかった。
- ・無罪, 有罪の考えをしっかりとこどもの目線で答えていた。
- ・今, 進行中の制度について, 裁判員の判断の難しさがあると思われた。被告人の行動の確かな証拠がないのが難点である。多数決もある面では怖いかなと。
- ・裁判はやはり難しい課題である。
- ・有罪無罪を決めることの難しさを感じた。刑罰が素晴らしかった。
- ・「疑わざるは罰せず」の考え方を徹底したのは良かった。
- ・細かい質問に対してちゃんと返事を考えてあるのにすごいと思った。
- ・ブラック役の機転が良かった。
- ・演出がうまかった。
- ・楽しく法律の世界を垣間見られて良かったです。
- ・学生さんも, こどもたちも一生懸命に参加している様子でした。こどもたちに分かる言葉で伝えることは大変だったと思います。
- ・いつもよく工夫されているなど感心しています。
- ・小学生が多いようなので, 設定を小学生目線にした方が良いと思います(課題を宿題にするとか, 教科書を小学生用にするとか)
- ・もっともっと簡単な言葉を使ってください。
- ・模擬裁判でも本式の裁判所の形式でやられたほうがよいのでは?(裁判官が中央に居るスタイル)
- ・(匿名希望の弁護士)ここまで準備なさって大変だったと思います。ただ, こどもが聞くものなので, もっとふざけてもよいのかなと思います。例えば, 効果音とか付け髭の裁判官とか。要は, 被告人が本当のことを言っているのか否かを決めるのは大変ということが子どもに分かれればよいと思います。

## 〈参考文献〉

- ・朝日新聞,2014/10/01,朝刊,「裁判員の負担, 合理的な範囲」福島地裁, 原告の訴え棄却」
- ・朝日新聞,2015/01/21,朝刊,「遺体写真, 不使用へ 裁判員の心の負担緩和 別府・同僚殺害事件の裁判員裁判」
- ・朝日新聞,2015/06/09,朝刊,「裁判員辞退者減らす策討議 地裁委員会／山口県」
- ・朝日新聞,2015/04/17,朝刊,「教員8割「時間外勤務多い」部活や事務処理で 公立小中調査」
- ・朝日新聞,2015/06/11,朝刊,「障害者に虐待, 常態化か 暴行容疑, 元職員逮捕 下関の施設」
- ・江口勇治・磯山恭子編,小学校の法教育を創る:法・ルール・きまりを学ぶ,東洋館出版社, 2008,p220.
- ・江口勇治編,世界の法教育,現代人文社,2010, p323.
- ・江澤和雄,わが国における法教育の現状と当面する課題,レファレンス 64(1), pp35-63, 2014
- ・法務省,法務省法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して:新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」(2004年11月)。http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf (2015/11/14 最終閲覧)
- ・法務省,「京都法教育推進プロジェクト実施報告書」(平成22年度・23年度)。http://www.moj.go.jp/content/000105309.pdf(2015/11/14 最終閲覧)
- ・法務省,「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書(2012年11月)  
http://www.moj.go.jp/content/000105145.pdf(2015/11/14 最終閲覧)
- ・法務省,法教育推進協議会第33回会議議事録資料4。(2013/7/10)  
http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\_00034.html(2015/11/14 最終閲覧)
- ・法教育フォーラム,教材倉庫  
http://www.houkyouiku.jp/textbook.html#tbfor1(2015/11/14 最終閲覧)
- ・今井秀智,小中学校における法教育活動について:活動の始動と現状  
http://www.moj.go.jp/content/000100415.pdf(2015/11/14 最終閲覧)
- ・井門正美,役割体験学習論に基づく法教育:裁判員裁判を体感する授業,現代人文社,2011, p255.
- ・キッズニア東京HP  
http://www.kidzania.jp/tokyo/activity/pavilion/detail/post-24.html(2015/11/14 最終閲覧)
- ・経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」(2006年3月)  
http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf(2015/11/14 最終閲覧)
- ・國見真理子,高等教育における「法教育」に関する一考察:福祉系大学での実践を通じて,田園調布学園大学紀要,6, pp81-93, 2011.  
教師と弁護士でつくる法教育研究会編著,教室から学ぶ法教育:こどもと育む法的思考,  
現代人文社,2010,p157.
- ・大村敦志・土井真一編,法教育のめざすもの:その実践に向けて,商事法務,2009,p 323.
- ・大村敦志,法と教育序説,商事法務,2010, p229.
- ・大村敦志,法教育への招待:法学から見た法教育,商事法務,2015, p291.
- ・大阪弁護士会法教育委員会編,初めてでも大丈夫!法教育出張授業マニュアル,大阪弁護士会協同組合,2015,p226.
- ・佃貴弘,教師に向けた憲法教育:小学校における「法教育」に関連して,金城学院大学論集. 社会科学編 11(1), 40-54, 2014-09.

## 〈謝辞〉

本稿作成にあたり、西澤芳弘先生(司法研修所教官)から貴重なご助言を賜り、心から御礼申し上げます。また、ミニたまゆりのボランティアスタッフの学生たちの尽力で、毎年素晴らしい「こども模擬裁判」を実践が実現できている点について、ここで感謝の意を表したい。

## 〈注〉

- 1) キッザニア東京が2006年10月開業であるのに対し、ミニたまゆりは2005年11月が初開催であり、日本において最早期からこども向けの多業種の職業体験サービスを提供した活動といえる。現在、キッザニアにおいても、本稿の「こども模擬裁判」のような体験イベントは存在する。しかし、こどもたちには裁判官から弁護士、裁判員まですべての役割を分担させて実施している点、ミニたまゆりの参加は300円という低額な費用負担であること(かつ参加料はこどもの国通貨3ユリーに引き換え)に比べ、キッザニアでは小学生の場合でも最低3150円以上の入場料という10倍以上の費用負担が必要であるため、すべてのこどもが気軽に参加できるというわけではない点に大きな違いがある。尚、キッザニアのアクティビティに関する情報については、下記URL参照のこと。  
<http://www.kidzania.jp/tokyo/activity/pavilion/detail/post-24.html>(2015/11/14 最終閲覧)
- 2) 一般市民としての自立を促す教育については、「法教育」というよりも、むしろそれを包含する広い概念である「シティズンシップ教育」という考え方もある。このような市民教育を国民各層で広く行っていくべきということを提唱した意見として、例えば、経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」(2006年3月)p9。<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf>(2015/11/14 最終閲覧)
- 3) 法務省、法務省法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して：新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」(2004年11月)p2。<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>(2015/11/14 最終閲覧)
- 4) Id.p35.例えば、横浜地方裁判所の模擬裁判プログラムでは、一回100分程度で模擬裁判の体験活動を実施している。ここでは、小学校高学年以上の団体を対象としている。<http://www.courts.go.jp/yokohama/kengaku/iroironakengaku/kengaku-mogisaibann/index.html>(2015/11/14 最終閲覧)
- 5) 横浜地方検察庁で実施している模擬裁判は中高生を対象としており、所要時間は2～4時間程度である。ここではあらかじめ用意されたシナリオに従い、それぞれ裁判官、検察官、裁判員などの役を演じて、裁判員の立場で評議・評決を行うというプログラムになっている。  
<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/yokohama/kyouiku.html>(2015/11/14 最終閲覧)
- 6) 弁護士法人群馬中央法律事務所では先生方が作成された模擬裁判用の法教育教材をHP上で無償公開してくださっている。<http://www.gunmachuo.gr.jp/publics/index/20/>(2015/11/14 最終閲覧)この貴重な情報は、本学で初めて「こども模擬裁判」を実施するにあたり、大いに参考にさせていただいた。この場を借りて御礼申し上げます。
- 7) 京都法教育推進プロジェクトは、初等中等教育課程において法教育の充実を図るために、教育行政機関、大学、裁判所、検察庁、法曹関係者などの関係機関が協力して、平成22・23の2年度に渡って法教育に取り組んだものである。その実施状況については、小学校で実施された26企画の内、使用教材として作成された8本の内で「掲載不可」が6本と75%であり、模擬裁判の実施例は見られなかった。法務省、京都法教育推進プロジェクト実施報告書(平成22年度・23年度)pp6-7参照。<http://www.moj.go.jp/content/000105309.pdf>(2015/11/14 最終閲覧)

- 8) 2010年に55弁護士会を対象に実施されたアンケート(20会から回答。有効回答率36%)によれば、小学校に関する法教育実施例として回答があった10件の内、刑事・民事の模擬裁判実施は2件に過ぎず、ルール作りと法律家の職業紹介が多かった。今井秀智、「小中学校における法教育活動について：活動の始動と現状」, p14。 <http://www.moj.go.jp/content/000100415.pdf>(2015/11/14最終閲覧)
- 9) 学校関係者に対する法教育を実施するにあたり、法の理念の理解を高める必要性について論じているものとして、例えば、佃貴弘、「教師に向けた憲法教育：小学校における"法教育"に関連して」,金城学院大学論集社会科学編, 11(1), 2014,p50。
- 10) Id,p39.小学校の日常業務としては「事務処理」が最も多く、中学校では部活担当などで時間外労働が月100時間以上のケースも少なくなく、初等中等教育の現場教員の日常業務は極めて多忙な状況といえる。朝日新聞,2015/04/17,朝刊,「教員8割「時間外勤務多い」部活や事務処理で 公立小中調査」。
- 11) 法務省,「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書」,p34。  
<http://www.moj.go.jp/content/000105145.pdf>(2015/11/14最終閲覧)
- 12) 今井・前掲注8,p8. 2011年3月に実施された都内の小中学校1474校を対象とするアンケート調査の中で、有効回答が61校(4%)であった。ここでは法曹関係者との連携や協力に対し、「費用が発生した場合、連携・協力はできない」との回答が小中学校で41校(75%)であるのに対し、「費用が発生しても連携・協力はしたい」と回答した学校が13校(17%)に過ぎない。金銭面での負担の有無は外部連携を行う上でハードルとなる学校も多いといえる。
- 13) シティズンシップ教育の概念については、注2参照のこと。
- 14) 朝日新聞,2014/10/01,朝刊,「裁判員の負担、合理的な範囲」福島地裁、原告の訴え棄却」。
- 15) 朝日新聞,2015/01/21 朝刊,「遺体写真、不使用へ 裁判員の心の負担緩和 別府・同僚殺害事件の裁判員裁判」。
- 16) 朝日新聞,2015/06/09,朝刊,「裁判員辞退者減らす策討議 地裁委員会／山口県」。
- 17) 過去に模擬裁判で取り上げた事件概要については、後述の事例資料【表1】「ミニたまゆり「こども模擬裁判」実践例」をご参照されたい。
- 18) これは、東京教育大学付属聾学校長の萩原浅五郎先生が提唱したとされる「9歳の壁」の問題とも関連する。萩原先生によれば「聾学校の子ども達は小学校低学年(9歳頃)までは健聴児と同じように発達はするが、高学年になってくると学習が具体的なものから抽象的な内容になるため、学習面や言語面の発達において乗り越えられない壁につきあたることが多い」という。つまり、9歳前後になると、こどもたちは学習面で大きな転換期を迎えるといえる。
- 19) 本学の場合、2011年度から参考資料や助言については加藤智子弁護士(大阪弁護士会)、2014年度から現場指導として本田幸充弁護士(横浜弁護士会)のご協力をいただいている。
- 20) コンテンツの充実として、例えば小学生向け「法教育」教材の冊子化プロジェクトが挙げられる。法務省,法教育推進協議会第33回議事概要資料4参照。 [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00034.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00034.html)(2015/11/14最終閲覧)
- 21) <http://www.houkyouiku.jp/textbook.html#tbfor1> (2015/11/14最終閲覧)
- 22) 2015年度の場合,こども裁判員7名全員が「興味を持った」と回答するに至った。アンケート結果を踏まえて、学生たちと共に地道に改善作業を続けてきた甲斐があったといえる。(2016/02/07実施のこども裁判員に対するアンケート結果より)
- 23) 朝日新聞,2015/06/11,朝刊,「障害者に虐待、常態化か 暴行容疑、元職員逮捕 下関の施設」
- 24) 大学のような高等教育機関での法教育の重要性については、例えば、拙稿,「高等教育における「法教育」に関する一考察：福祉系大学での実践を通じて」, 田園調布学園大学紀要,6, pp81-93, 2011。